



福島医発第100号(地)
平成28年 4月11日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

医薬品の安全性使用のための業務手順書に基づく業務の実施について

標記の件につきまして、福岡県保健医療介護部医療指導課より別添のとおり連絡がありました。

今般、県内の医療機関において、医薬品を誤って患者に投与したことで救急搬送されるという事案が発生したとのことです。

医薬品の投与については、医療法施行規則第1条の11第2項第2号ハの規定により、医薬品の安全使用のための業務に関する手順書（以下「医薬品業務手順書」という。）に基づいて業務を実施することとされています。

つきましては、医薬品業務手順書に基づいて業務が実施されているか確認するとともに、医薬品に係る安全管理のための体制の確保に努めていただきますよう貴会会員へ周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

医療安全管理担当理事 吉武靖博
会長 廣瀬真恵

27医指第4044号
平成28年2月29日

公益社団法人福岡県医師会長
一般社団法人福岡県歯科医師会長
公益社団法人福岡県病院協会
一般社団法人福岡県私設病院協会
一般社団法人福岡県精神科病院協会
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長
福岡県精神神経科診療所協会
公益社団法人福岡県薬剤師会長
一般社団法人福岡県助産師会長
公益社団法人福岡県看護協会

殿

福岡県保健医療介護部長
(医療指導課)



医薬品の安全使用のための業務手順書に基づく業務の実施について

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、このたび県内の医療機関において、医薬品を誤って患者に投与したことで救急搬送
されるという事案が発生しました。

医薬品の投与については、医療法施行規則第1条の11第2項第2号ハの規定により、医
薬品の安全使用のための業務に関する手順書（以下「医薬品業務手順書」という。）に基
いて業務を実施することとされています。

つきましては、医薬品業務手順書に基づいて業務が実施されているか確認するとともに、
医薬品に係る安全管理のための体制の確保に努めていただきますよう、貴会会員への周知を
お願いします。

【担当】

医療指導係

長田、佐藤(浩)

TEL 092-643-3274

FAX 092-643-3277

各医師会通知

